

成年後見制度利用促進専門家会議
第二期計画中間検証の準備に関するワーキング・グループ設置・運営規程（案）

令和4年 月 日
成年後見制度利用促進専門家会議決定

成年後見制度利用促進専門家会議の設置について（平成30年6月21日関係省庁申合せ）「6. 雑則」及び成年後見制度利用促進専門家会議運営規則（平成30年7月2日成年後見制度利用促進専門家会議決定）第9条の規定に基づき、この規程を定める。

（総則）

第一条 成年後見制度利用促進専門家会議（以下「専門家会議」という。）の第二期計画中間検証の準備に関するワーキング・グループ（以下「ワーキング・グループ」という。）の設置、所掌事務、構成、会議及び議事録の作成等については、この規程の定めるところによる。

（ワーキング・グループの設置）

第二条 専門家会議に別紙のとおりワーキング・グループを置く。

（ワーキング・グループの会議）

第三条 主査（主査に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。）は、ワーキング・グループの会議を招集するとともに、当該会議を総括する。

- 2 ワーキング・グループに属さない委員は、あらかじめ主査に届け出ることにより、会議にオブザーバーとして出席し、発言することができる。
- 3 主査は、必要により、当該審議事項に関して識見を有する者を参考人として会議に出席させ、関係事項について説明を求めることができる。

（審議の公開）

第四条 ワーキング・グループの会議は、公開とする。ただし、主査は、公開することにより、公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

（議事内容等の公表）

第五条 主査は、会議の議事録を作成し、一定の期間を経過したのちにこれを公表する。

- 2 主査は、会議終了後速やかに会議の資料を公表する。
- 3 会議の議事録及び資料については、主査が公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議の決定を経て議事録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(雑則)

第六条 この規程に定めるもののほか、ワーキング・グループの運営に関し必要な事項は、主査が専門家会議に諮って定める。

【別紙】

ワーキング・グループの名称	ワーキング・グループで取り扱う論点	構成員
総合的な権利擁護支援策の検討ワーキング・グループ	総合的な権利擁護支援策の検討に関する事	(主査) 山野目委員 (構成員) 委員の希望を勘案しつつ、論点に深い見識を持つ者を選任
成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ	適切な報酬算定に向けた検討及び報酬助成の推進等に関する事	(主査) 新井委員 (構成員) 委員の希望を勘案しつつ、論点に深い見識を持つ者を選任
地域連携ネットワークワーキング・グループ	対応困難事案に関する事	(主査) 上山委員 (構成員) 委員の希望を勘案しつつ、論点に深い見識を持つ者を選任